

2026年版

ユーキャンの保育士 速習テキスト（上）

訂正のお知らせとお詫び

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容に以下のような訂正事項がございました。お詫びして訂正申し上げます。

なお、発行年月日により対象となる訂正箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、訂正していただきますようお願いいたします。

■「第21版 第1刷（2025年9月5日）」をお持ちの方

該当頁／箇所	訂正前	訂正後	訂正日
p 229／(8) 見出し	「 <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u> 」(<u>子どもの貧困対策法</u>) ※右記に改称	「 <u>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</u> 」(<u>こどもの貧困対策推進法</u>)	
p 229／本文①～③	① <u>児童（満18歳に満たない者）</u> ② <u>すべての子どもが健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、一人ひとりが夢や希望をもつことができるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する。</u> 政府は <u>子どもの貧困対策を（中略）こととし、関係閣僚で構成された子どもの貧困対策会議を内閣府に設置することを定める。</u>	① <u>こども（心身の発達の過程にある者）</u> ② <u>貧困により、こどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する。</u> 政府は <u>こどもの貧困の解消に向けた対策を（中略）こととする。</u>	
p 229／欄外／ でた問!!／1～5行目	「 <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u> 」	「 <u>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</u> 」	
p 350／索引／二段目 ／7行目			
p 229／「ここは覚えよう!!」／表／下から2行目	<u>子どもの貧困対策法</u> <u>児童（満18歳に満たない者）</u>	<u>こどもの貧困対策推進法</u> <u>こども（心身の発達の過程にある者）</u>	2025.12.26
p 230／囲み	<p>全文を以下に差し替え</p> <p>「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第3条</p> <p>こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。</p> <p>2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。</p> <p>3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。</p> <p>4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。</p>		

該当頁／箇所	訂正前	訂正後	訂正日
(つづき)	<p>5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。</p> <p>6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。</p>		
P230／本文 (9) ／ 6 行目	<u>子ども・子育て会議の設置</u>	削除	
p 233／ポイント確認 テスト／Q4／1～3 行目	「 <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u> 」第2条では、「 <u>子どもの貧困対策</u> は、 <u>子ども等に対する</u> (a)、(中略) <u>子ども等の生活及び取り巻く環境</u> の状況に応じて～」	「 <u>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</u> 」第3条では、「 <u>こどもの貧困の解消に向けた対策</u> は、(a)、(中略) <u>こども及びその家族の生活及び取り巻く環境</u> の状況に応じて～」	2025.12.26
p 280／ポイント確認 テスト／Q1／1 行目	<u>障害児</u> の予防と早期発見のため、	<u>障害</u> の予防と早期発見のため、	
別冊／ p 42／表／ 2008 年／国際社会	EYFS (乳幼児基礎 <u>段階</u>)	EYFS (乳幼児 <u>期</u> 基礎 <u>段階</u>)	